

# 悩み、困りごとは 地域包括支援センターに ご相談ください!

地域包括支援センターは  
高齢者のための相談窓口です。  
お気軽にご相談ください。

高齢者の皆さんが、いつまでも健やかに住み慣れた  
地域で安心して生活を続けられるよう、様々な面から  
支援をします。介護が必要な方も、お元気な方もご利用  
になれます。



社会福祉士



主任ケアマネジャー



保健師



精神保健福祉士

4種の専門職が専門性を活かしつつ、  
互いに連携をとりながらチームとして  
高齢者を支援します。

地域で誰かと話をしたり、体を動か  
せるようなサークルがあれば参加し  
たい。

→ 2ページ

家族の物忘れがひどくなってきたけ  
れど、どこに相談したらよいのかな…

→ 3ページ

祖母が一人暮らしで、家事が難しく  
なってきたけど、介護サービスは受け  
られるのかな?

→ 4～5ページ

隣のおばあちゃんが、家族から  
虐待を受けているかもしれない…

→ 6ページ

高齢者に関する様々な相談に応じます。  
どこに相談してよいかわからないような場合も、  
まず地域包括支援センターにご相談ください!



## 地域包括支援センターの開設時間

開設日 月曜日～金曜日  
(祝日、12月30日～1月4日を除く。)

開設時間 午前9時～午後6時

## 地域包括支援センターに関するお問い合わせ



旭川市福祉保険部 長寿社会課地域支援係

電話 25-5273 FAX 29-6404

◀旭川市地域包括支援センターの御案内(市のホームページ)

# 安心して暮らせる地域づくりを支援します

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが安心して暮らせるように、他の関係機関と連携して支援します。

## ① 認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族を支えるため、認知症初期集中支援チームや関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。  
また、地域住民や関係者が、認知症の人やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行います。

## ② ケアマネジャーへの支援

地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができ、高齢者の皆さんの状況に応じた適切な介護サービスが提供されるよう支援を行います。



## ③ 地域のネットワークづくり

高齢者の皆さんにとって安心で、より暮らしやすい地域にするため、まるごと支援員や医療機関など様々な関係機関と連携し、支え合う地域づくりを行います。



# いつまでも元気で暮らすための支援を行います

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんの心身の状態に合わせて、いつまでも元気で暮らすために「介護予防」のお手伝いをしています。



## ① 介護予防の活動を始めたい方には…

地域には、住民が集まり、運動や茶話会、様々な趣味活動を行う自主サークル「住民主体の通いの場」があります。旭川市には、600か所を超える住民主体の通いの場があり、地域包括支援センターでは、その活動を支援するとともに、地域の方々に通いの場等に関する情報提供を行います。



## ② 専門家のアドバイスを受けた団体には…

必要に応じて薬剤師、リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等と連携し、介護予防のためのアドバイスを行うなど、介護予防活動に取り組む自主サークルや団体の支援を行います。



## ③ 介護予防について学びたい方には…

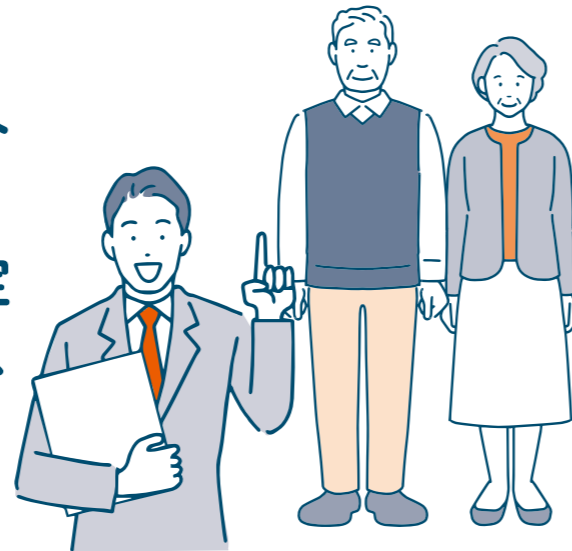
介護予防に関心のある団体などから依頼を受け、介護予防に関する講話などを行い、地域での介護予防活動に関する普及啓発を行います。

## ④ このほか、介護予防に関する情報提供を行います。

これからも元気な生活が続けられるように、介護予防に関する情報の提供を行います。

# 介護サービスを利用したい

地域包括支援センターでは、介護保険に関する相談や要介護認定の代行申請を行っています。また、要支援1・2と認定された方が介護保険サービスを適切に利用できるように調整を行います。



## ① 介護保険サービスを利用したい方には…

介護保険サービス利用のための相談を受けたり、本人又は家族が介護保険の要介護認定の申請に行くことができない場合などに、申請の代行を行います。また、高齢者の方の状況に合わせた適切な対応がとれるように、関係機関との連携を図ります。

### ●介護保険サービスの利用の流れ

**要介護認定の申請**  
地域包括支援センターで申請の代行を行うことができます。

調査  
判定

認定結果  
のお知らせ

**ケアプランを  
作成して、サービス  
利用開始**



## ② 要支援1・2又は事業対象者と認定された方には…

在宅で介護保険のサービスを適切に利用できるように、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター又は、介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所）が介護予防ケアプランを作成し、サービス利用のための調整を行います。

※要介護1～5と認定された方は、市内の居宅介護支援事業所がケアプランの作成を行いますが、地域包括支援センターでも、困りごとなどのご相談に応じることができます。

※一人ひとりの目標に適した支援方法を検討します。  
そのため、介護保険サービス以外の方法を提案をすることもあります。

### 利用できる介護予防サービス

#### ●通って利用する

- ・第1号通所事業（★）
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防認知症対応型通所介護

#### ●短期間入所する

- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護

#### ●訪問を受けて利用する

- ・第1号訪問事業（★）
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導

#### ●在宅に近い暮らしをする

- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

#### ●在宅で暮らしながら通い、短期入所する

- ・介護予防小規模多機能型居宅介護

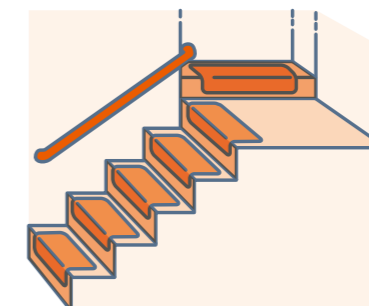
#### ●在宅での暮らしを支える

- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修費の支給

※事業対象者と認定された方については、（★）のついているサービスのみ利用できます。



第1号訪問事業



介護予防住宅改修  
(手すりの設置など)



第1号通所事業

# 高齢者の権利を守ります

## ① 高齢者虐待の防止

本人のためと懸命に行った行為が、自覚のないまま虐待に繋がってしまうこともあります。

自分や身近に気になる高齢者がいらっしゃいましたら、迷わず下記の相談窓口にご相談ください。

- 体にあざができていたり、痛みを訴えている
- 髪や爪が伸び放題だったり、入浴をしておらず異臭がする
- 怒鳴られたり、ののしられたりしている
- 診察や介護サービスなどを受けさせない、受けさせても必要な費用を支払わない

### 相談窓口

- 各地域の地域包括支援センター（連絡先7～8ページ）
- 介護119番（旭川市福祉保険部長寿社会課高齢者支援係）  
☎25-9119

## ② 皆さんの権利を守ります

- 悪徳商法や詐欺にあってしまった
- お金の管理や契約に関して判断に不安がある
- 成年後見制度について知りたい、利用したい



高齢者の権利に関することについて、旭川市消費生活センターや、旭川成年後見支援センターと連携して支援を行います。

# あなたの地域の地域包括支援センターです

皆さんがお住まいの地域により担当するセンターが異なりますので、下記より担当地域をご確認ください。

**中央  
地域包括支援センター** 旭川市6条通4丁目  
旭川勤労者福祉会館内  
電話 23-6022 FAX 23-6033

**担当地域** 宮前1条1丁目、宮前2条1・2丁目、亀吉・曙・曙北・常盤公園・上常盤町・中常盤町・常盤通全域、2条通～10条通全域、2条西～9条西全域、宮下通・1条通1～17丁目、11条通19～23丁目（11条通23丁目は朝日団地を除く。）



**豊岡  
地域包括支援センター** 旭川市豊岡3条3丁目  
東部まちづくりセンター内  
電話 35-2275 FAX 35-2276

**担当地域** 11条通23丁目（朝日団地）、豊岡1・2条1～4丁目、豊岡3条1～4・7丁目、豊岡4・5条1～7丁目（豊岡4条5丁目は3～8番、豊岡4条6丁目は2～8番）、豊岡6～13条1～9丁目、豊岡14条3～9丁目（豊岡14条9丁目は1・2番）、豊岡15条4～8丁目（豊岡15条8丁目は1番）及び豊岡16条7丁目



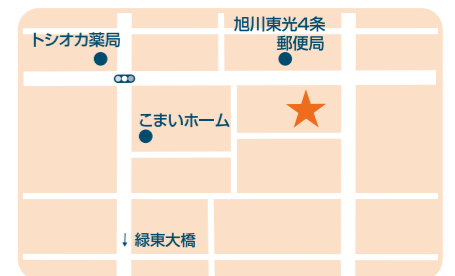
**東旭川・千代田  
地域包括支援センター** 旭川市東旭川北1条6丁目  
東旭川支所内  
電話 36-5577 FAX 74-7220

**担当地域** 豊岡1・2条7～10丁目、豊岡3条8～10丁目、豊岡4・5条8～11丁目、豊岡6～12条10・11丁目、豊岡14条9丁目（3番）、豊岡15条8丁目（2～4番）、豊岡16条8丁目、東光1～9条7～10丁目、東光10～26条7～9丁目、東光27条8・9丁目、工業団地・東旭川北・東旭川南・東旭川町下兵村・上兵村・桜岡・瑞穂・倉沼・東桜岡・日ノ出・米原・豊田・旭正・共栄・忠別全域



**東光  
地域包括支援センター** 旭川市東光5条2丁目  
東部住民センター内  
電話 76-6020 FAX 76-5852

**担当地域** 宮前1条2～5丁目、宮前2条3丁目、宮下通18～26丁目、1条通18～25丁目、南各条通全域、豊岡1～4条5・6丁目（豊岡4条5丁目は1、2、9～11番、豊岡4条6丁目は1、9～13番）、東光1～14条1～6丁目、東光15条2～6丁目、東光16条3～6丁目、東光17・18条4～6丁目、東光19～22条5・6丁目及び東光23～25条6丁目



**新旭川・永山南  
地域包括支援センター** 旭川市永山2条5丁目44番地  
電話 40-3003 FAX 40-3008

**担当地域** 金星町・東・新富・パルプ町・新星町・大雪通・秋月・流通団地全域、永山1～10条1～10丁目、永山11～14条全域、永山町2～5丁目



## 永山 地域包括支援センター

旭川市永山3条19丁目  
永山市民交流センター内  
電話 40-2323 FAX 40-2340



担当地域

永山1～6条11～24丁目、永山7・8条11～21丁目、  
永山9条11～16丁目、永山10条11～15丁目、  
永山北全域及び永山町6～16丁目

## 末広・東鷹栖 地域包括支援センター

旭川市東鷹栖4条3丁目636番地  
東鷹栖地域センター内  
電話 76-5065 FAX 58-3002



担当地域

春光1条9丁目(14・15番)、春光5・6条9丁目(北斗町内会地区)、  
末広1～7条全域、末広8条1～3丁目(末広8条2・3丁目は1番地)、  
末広東・東鷹栖・東鷹栖東・緑台・柏木・東山全域

## 春光・春光台 地域包括支援センター

旭川市春光5条4丁目1番16号  
北部住民センター内  
電話 54-1165 FAX 54-1101



担当地域

春光1・2条7～9丁目(春光1条9丁目は14・15番を除く。)、春光3条6～9  
丁目、春光4～6条1～9丁目(春光5・6条9丁目は北斗町内会地区を除く。)、  
春光7条2・3・5～9丁目、春光町・春光台・住吉全域、花咲町4～7丁目(4丁  
目は2272番地)及び末広8条2～12丁目(2・3丁目は1番地を除く。)

## 北星・旭星 地域包括支援センター

旭川市川端町6条10丁目2番16号  
電話 46-6500 FAX 54-7580



担当地域

旭町・大町・本町・緑町・錦町・北門町・近文町・川端町・旭岡全域、  
花咲町1～4丁目(4丁目は2272番地を除く。)及び字近文全域

## 神居・江丹別 地域包括支援センター

旭川市神居2条10丁目3番8号  
電話 76-5511 FAX 60-2266



担当地域

神居・忠和・神居町雨紛・共栄・御料・春志内・上雨紛・神岡・神華・神居  
古潭・西丘・台場・忠和・富岡・富沢・豊里・高砂台・台場・台場東・南が丘・  
江丹別町共和・春日・清水・西里・拓北・中園・中央・富原・芳野・嵐山全域

## 神楽・西神楽 地域包括支援センター

旭川市緑が丘東3条1丁目10番30号  
緑が丘地域活動センター内  
電話 66-5351 FAX 66-5352



担当地域

神楽・神楽岡・神楽岡公園・旭神・旭神町・緑が丘・緑が丘東・  
緑が丘南・西御料・西神楽・西神楽南・西神楽北・新開全域